

要　旨

原告 第37準備書面（その1）【仇返し】

はじめに

1 たった一人の決断が地獄への道行だった。それは、ある時、東京電力本店で行われた「御前会議（福島第一原発の津波対策の先送り）」の決断だった。東京電力はこの時、新潟県の柏崎刈羽原発が、中越沖地震の影響で、すべての原発の運転を停止していた。この復旧工事の費用と、運転停止に伴う収入減と合わせて、大幅な赤字経営に陥っていた。

平成22年のある日、福島第一原発の土堂広一副所長が、双葉町役場の町長応接室で、双葉町長と対面していた。話題は第一原発の地震対策について（この時、津波について決して言葉にせず）、地震対策工事に着手する時期については、柏崎刈羽原発の改修が終わり、運転再開し、債務超過を回復した後になるということを話題にしていた。双葉町長はこの時、本店の「御前会議」の内容など全く知らされておらず、土堂副所長の話をきくだけだった。

2 双葉町にはこの時、福島県から示された平成17年度「福島県沿岸市町津波避難計画策定の手引き」を基に、双葉町の津波避難計画の素案（甲口第112号証）が、平成19年に資源エネルギー庁の委託で財電源地域振興センターが請け負い、平成20年3月に双葉町津波防災計画策定基礎調査報告書が作られていた。

この報告書に目を通していだ双葉町長は、中央防災会議の「長期評価」の内容とか、東電設計が報告した、福島第一原発に波高OP+15.7mの津波予測など全く知らなかった。知っていたのは、福島県が示した津波避難計画策定の手引きに記されていた双葉町の最大波高のOP+

3.8mだったので、土堂副所長が OP+15.7m の波高を知りながら、地震対策のみの話題についていたことは、双葉町長辞任後まで知らなかった。

たった一人の決断について、本店の「御前会議」で示された「津波対策は不可避」という上申を、勝俣恒久社長が下した「対策工事は不可」という決断と、東電の「柏崎刈羽原発復旧工事優先」という誤導により、たった一人の双葉町長の判断が日本の命運を変えてしまった。

たった一人、それぞれの二つの判断には、OP+15.7m の波高を知りながら津波対策を指示しなかった一人と、「OP+15.7m 波高の不告知」により津波対策を求められなかつた一人とは、正と負の対立関係にある。

3 この二人の対立を知りながら、規制を行わなかつた規制主務省庁の経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院が加わり、本件事故後は二（被告国・同東電）対一（原告）となり、前期（本件事故前を「前期」という。）に執り行った行為（防災訓練等）、約束（事故対応の法・マニュアル等）を、事故発生時（平成23年3月11日から同年12月31日までを初期と呼ぶ。尚、平成24年1月1日から現在までを中期と考えている。）には原告ら（発電所周辺自治体6町）を、優越的地位を悪用し、事故対応体制から合意・委任の手続きもせずに、勝手に排除するという破廉恥で、「卑怯極まりない不作為」を初期からから今日までに至っている。

特に被告国は、前期の法律に定められていた、原子力災害から国民（以降、発電所周辺監視区域外の双葉町民を「国民」という。）の生命、身体及び財産を守れという定めを葬り、挙句に原子力事故被ばく被害回避の最高の手段である、放射性物質から離れる必要性を世論操作で、100ミリシーベルト以下は発症しないと「国民」を騙して（甲口第113号証）、避難をさせなかつた規制主務省庁の責任を、国際機関という美名のウソの策文で国民を騙し、甚大な被害を国民自身の「自助」に責任を転嫁している。

4 このような、明確な責任を不間にさせているのは、津波対策をしても事故は防げなかつたという、最高裁判所の裁判官らの「国民」を愚弄した判決である。

当準備書面は、「その1」として、被告国第26準備書面への反論の根拠を示すことを本旨とし、「その2」に反論の本体を述べることとする。

「その1」の表題を「仇返し」としたことは、「庇を貸して母屋を取られる」の例えと同意であり、福島第一原子力発電所の5・6号機が立地している場所は、双葉町行政の管轄下に在り、被告東電に利益をもたらした恩義があるのに、この恩を、原発事故の随伴事象によって、双葉町災害対策本部の管轄権・順法義務を「空疎にして怨念」に変えてしまったことを表現している。

(2) 甘利明経産大臣の新聞広告 (甲ハ第190号証)

«以下は、2007年3月29日朝日新聞広告記事»

世界で一番安全安心な 原子力立国を目指します。

—なぜ今改ざんが明らかになるのか?—

それは私が「事実を隠さず出すように」と指示したからです。

平成15年に電力会社の不正問題を受けて、原子力発電の検査体制の抜本的強化を行ったところです。昨年秋、電力会社において平成15年以前のデータ改ざんが、次々に明らかとなっていました。過去のこととは言え、私は、このような問題が続く限り、国民の皆様の電力会社に対する信頼はいつまでも得られないと考え、昨年11月に、全電力会社に対して、全ての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を行うよう指示しました。これを受けて、各電力会社は、社内文書の再調査だけでなく、既に退職した社員も含め、聞き取り調査を行っています。その結果が3月30日(金)までに出てくることになっています。

今回の総点検の作業の過程で極めて問題と言わざるを得ない事案も出てきており、国民の皆様にはご心配をおかけしています。今般の各電力会社からの報告書を精査して原子力発電のより一層の安全の確保を図ります。総点検の4つのねらいを達成するよう全力で取り組み、世界で一番安全で安心な原子力立国を目指します。

経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

経済産業大臣 甘利 明

総点検の4つのねらい

その1 過去の不正を清算

過去の不正を清算し、記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切り、正しい記録を残すため、過去に遡って不正を清算しておくことが必要です。

その2 不正を許さない仕組み

基準などから逸脱したことがあった場合でも、その事実を改ざんしたり隠したりすることなく、正確な情報を、逸脱した原因や評価結果とともに開示していくよう、仕組みを作り上げることが必要です。

その3 事故・トラブルの情報を共有

個々の事故やトラブルについて原因を究明し、再発防止対策を講じ、かつ、その情報を他社も含めて共有することにより、安全性を一層向上させます。

その4 安全確保を大前提に

電力会社の体質を改善させ、公益事業者として、安全確保を大前提に、電力を安定的に供給していく基盤を強固なものにします。

上記は、異例で経済産業大臣が自ら名乗り、総点検の4つのねらいとして、「過去の不正を清算、不正を許さない仕組み、事故・トラブルの情報を共有、安全確保を大前提に」というスローガンが示されていて、「世界で一番安全安心な原子力立国を目指します。」と、過去の不正を反省し、世界で一番安全安心な原子力立国になると宣言している。

ので、ウソは通用しない。

3) 枝野幸男官房長官のつぶやき (甲ハ第 191 号証)

«下記は、2011 年 8 月 25 日 朝日新聞夕刊より»

東電の大津波想定

枝野氏「遺憾」 内閣が検証へ

枝野幸男官房長官は 25 日の記者会見で、福島第一原発が想定を超える津波に見舞われる恐れがあることを見日本大震災前に東京電力と経済産業省原子力安全・保安院が把握していた問題・力を明らかにした。

枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は 2008 年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかった保安院についても「(政府の事故調査・検証委員会が) 調査しなければ出てこなかつたというのも遺憾だ」として、対応を批判した。

上記の記事を抜き出すと「枝野氏は「大規模な津波の到来の可能性を東電は 2008 年に認識しており、十分に対応する時間的余裕があった」と指摘。東電から報告を受けながら公表しなかった保安院についても「(政府の事故調査・検証委員会が) 調査しなければ出てこなかつたというのも遺憾だ」として、対応を批判した。」と記されている。

と、動かしがたいことが記されている。

直嶋の説得に臨んだのは後に東電顧問に天下りして批判されたエネ庁長官、石田徹。エネ庁が残したメモによれば「大臣からご指示いただければ作業を開始する」と迫る石田に、直嶋は「そうしようか」と述べ、「津波抜き」に同意した。だが、保安院にも津波被害を懸念する人間はいた。保安院耐震安全審査室長の小林勝だ。小林によると 10 年 7 月ごろ、意を決して上司の原子力発電安全審査課長・野口哲男に直訴した。「(津波の問題を含めて) 原子力安全委員会で議論した方がいい」エネ庁でプルサーマル担当参事官も務めた

こともある野口は言
放つたといふ。「その
件は安全委と手を握っ
ていいから、余計なこ
とを言うな」
保安院のノンキヤリ
ア人事を担当していた
原子力安全広報課長の
原昭吾も小林に警告し
た。「あまり関わると
クビになるよ」
野口も原も、保安院
で、3号機ブルサーマ
ルをめぐりエネ庁との
窓口役を務める人物だ
った。
野口は実名での取材
に対応を拒否。原は取材
に「ノンキヤリアの後
輩200人程度。毎週20人
程度と話をしてきまし
た。個別にいちいち記
憶しきつておらず、残
念です」と答えた。

前頁下段では、経産相 直嶋は「そうしようか」と述べ、「津波抜き」に同意した。ここで本件事故の不作為が確定した。

と、直嶋経産大臣が津波隠しの最終責任であることを示している。

(8) 被告東電の津波安全宣言

ア 津波に対する安全性について (甲イ第56号証)

福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

津波に対する安全性について (太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査)

平成10年6月

東京電力株式会社

平成10年3月26日に建設省など4省庁により公表された「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」によれば、4省庁は既往津波の他に地震地体構造上想定される津波についても検討を行っていることから、念のため、この想定される津波に対する福島第一及び福島第二原子力発電所の安全性について検討を行った。

・イ 被告東電は、869年貞觀地震を語っている ① (甲口第114号証) ←

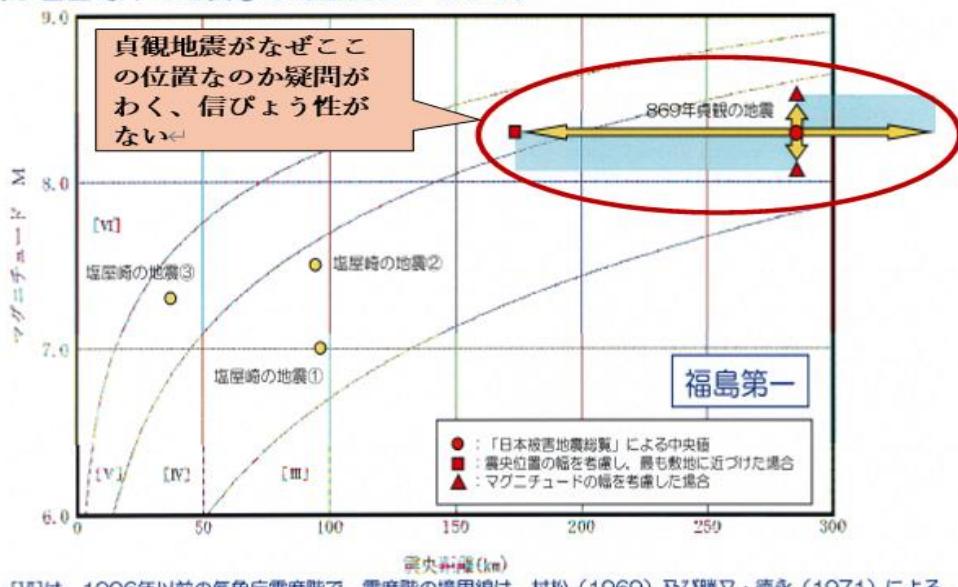
福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所
敷地周辺の地質・地質構造及び
基準地震動Ssの策定について
(コメント回答) ←

平成21年7月13日

東京電力株式会社 ←

「日本被害地震総覧」に基づく869年貞觀の地震の影響評価

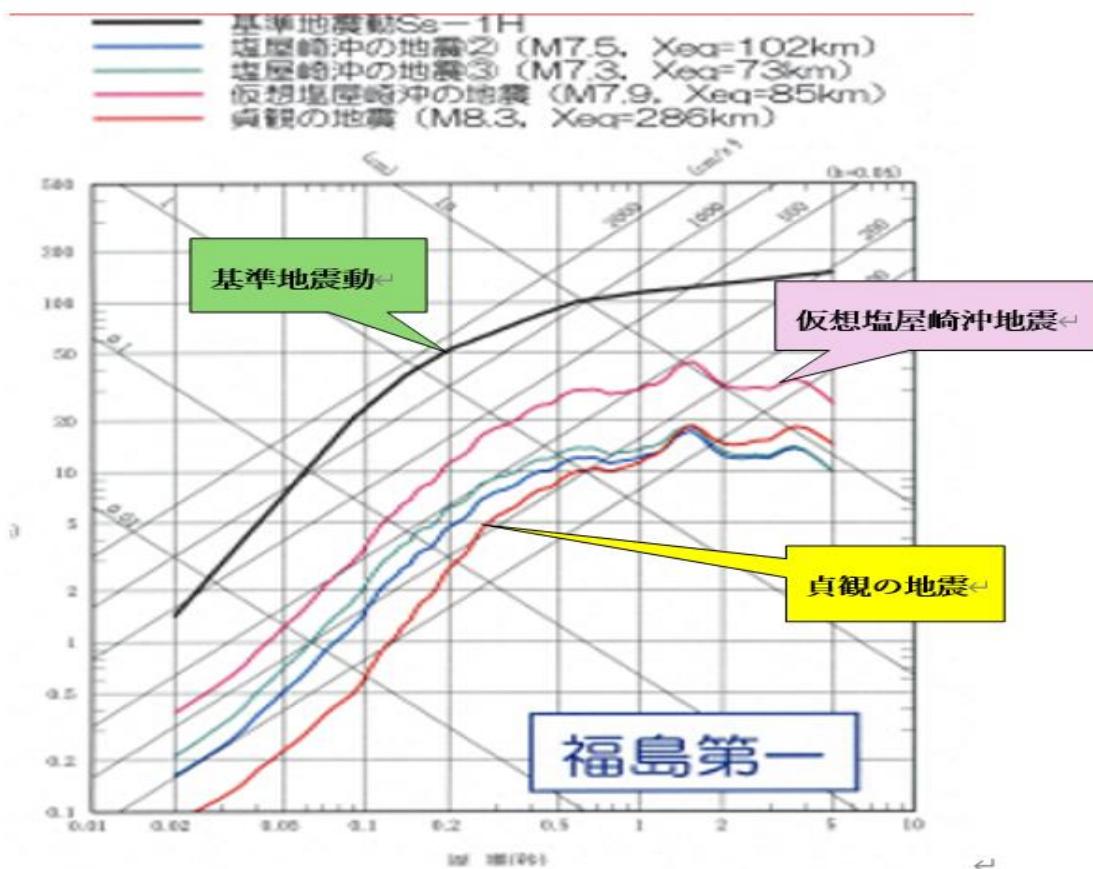
- M-△図によると、「日本被害地震総覧」による諸元の中央値を採用した場合、869年貞觀の地震の敷地周辺における震度はIV程度となっており、検討用地震として選定している塩屋崎沖の地震③に比べ影響は小さい。
- また、「日本被害地震総覧」による諸元の幅を考慮した場合も、敷地周辺における震度は塩屋崎沖の地震③と同程度以下である。



上図は、貞觀地震と塩屋崎地震との対比に信ぴょう性がない。←

一番おかしいのは、仮想塩屋崎沖地震動と貞觀の地震動の動線が、相似であることが不思議である。地震の発生場所は特定できないのであるから、貞觀地震の動線と、塩屋崎沖地震の動線②③が相似することは、この図に信頼性はないことを自ら示していると判断できるので、この（コメント回答）をウソの証拠として扱

うことにする。



上記図は作文である。←

869年貞觀の地震による影響に関するまとめ

■869年貞觀の地震が福島サイト基準地震動Ssに及ぼす影響について検討を行った。

- 「日本被害地震総覧」による諸元を用いた場合、
 - ・M-△図による震度はIV～V程度であり、塩屋崎沖の地震③と比較して同程度以下。
 - ・耐専スペクトルによる評価結果は、諸元の中央値を用いた場合、短周期側の主要な周期帯で塩屋崎沖の地震②、同③を下回っており、諸元の幅を考慮した場合も、不確かさとして考慮している仮想塩屋崎沖の地震（①～③同時活動）を下回っている。
→策定した基準地震動Ss-1を下回る。
- 佐竹ほか（2008）による波源モデルを震源断層と仮定した場合、
 - ・耐専スペクトルによる評価結果は仮想塩屋崎沖の地震と同程度あるいは少し上回るもの、策定した基準地震動Ss-1を下回る。

■869年貞觀の地震については、今後も引き続き知見の収集に努め、適宜必要な検討を行っていく所存。

と、貞觀地震・津波を語っているので、知らなかつたは虚偽である。

6月25日
2015年

福 島 民 友

国、99年に予測図

本県の沖合で巨大地震が発生し東京電力福島第1原発の場合、1~4号機の建屋

8メートル津波で建屋浸水

第1原発、対策生かさず

1999年に作製していた津波浸水予測図

【浸水の高さ】

0~1m
1~2m
2~3m
3~4m
4~5m
5~6m
6~7m
7~8m

※国土庁の資料に建屋などを追加

300m 太平洋

が浸水するとの予測図を1999年に旧国土庁が作製していたことが24日、分かった。国は自治体が津波防災対策を検討する「基礎資料」として作ったが、原発事故を防ぐための電力会社の対策強化には生かされなかった。

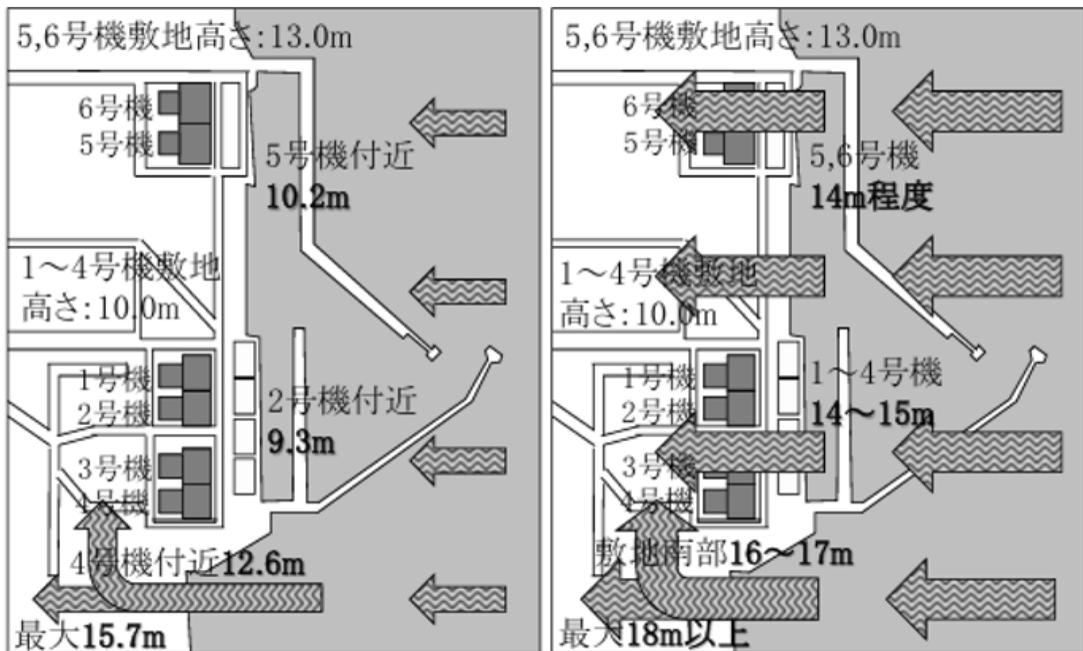
津波防災の関係省庁が98年、全国の自治体に「津波防災対策の手引きを通知。国土庁は99年、この手引き

と、ここでドラオサイトが存在していないことを証明している。

● 事実は正直だ（日本学術会議資料から転載）←

左図は、被告らの工作図。

右図は、3・11に襲った津波の波高。←



15.7m 試算結果 (推定)

発電所を襲った津波

図1 15.7m 試算結果と実際の津波の比較

(出典) 本分科会で作成

←

被告らのウソを見事に暴いたこの資料に、被告らの反論はないはずである。左図は被告らが主張していた想定津波だが、右図は本件事故の津波の事実を示しているのに、反論はないはずである。

新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所の
安全上重要な設備への影響の概略検討結果について

平成 19 年 9 月 20 日
東京電力株式会社

新潟県中越沖地震において、柏崎刈羽原子力発電所では設計を超える地震動を観測しております。このため、当社は、耐震安全性評価とは別に、柏崎刈羽原子力発電所の原子炉建屋基礎版上で観測した本震の地震記録データと、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の設計に用いている地震動のデータを比較し、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ための安全上重要な設備への影響について、検討することいたしました。

(平成 19 年 8 月 20 日お知らせ済み)

このたび、当社は、新潟県中越沖地震を踏まえた概略検討結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。検討の結果からは、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じ込める」ための安全上重要な設備において、安全機能は維持されるものと考えております。

検討結果につきましては、本日、経済産業省へ報告しております。

当社は、今後、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所においては、8月 20 日に見直しを実施した耐震安全性評価実施計画書^{*}に基づき、耐震安全性評価を実施してまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所においては、引き続き今回の地震を踏まえた地質調査を実施するとともに、観測した地震記録データの分析を行うなど、耐震安全性の評価を進めてまいります。

上記、アンダーライン個所及び □ 個所は、重大なことが記されている。特に、「福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所の『止める』『冷やす』『閉じ込める』ための安全上重要な設備において、安全機能は維持されるものと考えております。」と、しっかり語っていることは見逃せない。事故は起きないことを断言している。←

ここでも、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が完全なので、本件事故が起きるはずがなかった。しかし、事故が起きたのだから責任は完璧に被告東電にあることは明確である。

▪(14) 東日本大震災の勝者 (甲口第120号証) ↵

東北電力 50th Anniversary 2021

震源に一番近かった女川原子力発電所が、なぜ、安全に停止できたのか？

1 | 敷地の高さ14.8m。歴史的調査と専門的知見により検討され、決定された津波対策。

1号機の設計時（昭和40年代）、文献調査や地元の方々への聞き取り調査から津波の高さを3m程度と想定していました。しかし、専門家を含む社内委員会での「貞觀津波（869年）や慶長津波（1611年）などを考えれば津波はもっと大きくなることもあるだろう」等の議論を経て、当社は敷地の高さを14.8mと決定しました。



2 | 3m→9.1m→13.6m。津波の高さは最新の知見を反映して想定。

2号機の建設にあたっては、昔の津波の痕跡を調べるなどして、想定津波をそれまでの3m程度から9.1mに見直し（昭和60年代）、建設時には敷地法面が津波で削り取られないよう9.7mの高さまで防護工事を行いました。また、3号機が運転開始した2002（平成14）年には、土木学会が最新の知見を踏まえて公表した津波評価手法に基づき、13.6mと評価しましたが、敷地高さ14.8mを下回っており、あらためて津波に対する敷地の高さの安全性が確認されました。



3 | 海水ポンプは深さ12mのくぼみの中へ

原子炉を冷やすために欠かせない海水ポンプを、津波の影響を受けやすい港湾部ではなく、原子炉建屋と同じ敷地の高さ（14.8m）を掘り下げたところに設置しました。また、海底が見えてしまうほど海面が低くなることがある津波の引き波時でも原子炉や使用済燃料プールを冷却する海水を確保できるように、取水路の奥を深く掘る設計としていました。これにより、海面が取水口より低くなった場合でも、取水路にたまつた海水で約40分間冷却を続けられます。なお、震災時に引き波により、実際に海面が取水口より低くなったのは数分間でした。

2号機建設時に9.7mの高さまで
コンクリートで補強した敷地法面（破綻例示）
震災時の津波にも耐えることができた

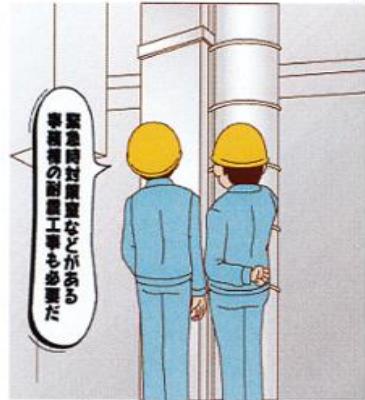


4 | 震災前に実施していた、約6,600カ所の耐震工事

2010（平成22）年6月までに、機器や配管をサポートで補強するなど1・2・3号機合わせて約6,600カ所の耐震工事を実施していました。また、緊急時対策室などがある事務棟の耐震工事（外壁の筋交い）も完了していました。



外壁の筋交いを設置した旧事務棟
震災時には事務棟として使用していた



2011年3月11日、設計どおり、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が有効に機能し、安全停止しました。

止める -設計どおり原子炉が自動停止-

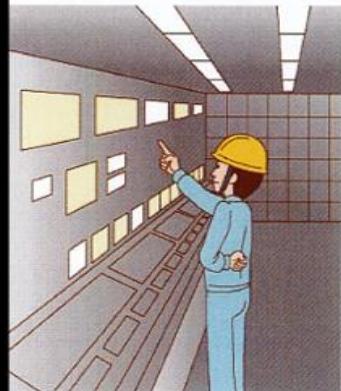
地震発生時、1・3号機は通常運転中、2号機は原子炉起動中でしたが、大きな揺れにともない、原子炉3基すべてが設計どおり自動停止しました。

冷やす -冷却機能を確保-

最大約13mの津波で一部の設備に被害はありましたが、発電所の敷地高さを越えることはありませんでした。また、燃料の冷却に必要な外部電源(送電線)1回線が確保されていたほか、建屋内の非常用ディーゼル発電機も使用可能な状態でした。

閉じ込める -放射性物質を閉じ込める-

発電所敷地内に設置してある放射線モニターの値に異常は見られませんでした。



上記の東北電力女川原発は震源地に近く、津波の大きさが東電第一よりも巨大だった女川原発は、津波対策をしていたので事故に至らなかったと説明されている。

津波対策をしないように企んだ東電第一は、もの見事に津波に襲われて、大事な財産の発電所を壊してしまった。津波対策を実施させなかつた経営者らの責任は天文学的な大きさで、損害額も史上に例をみないほど多きいものと感心を持っている。

本件事故は、被告東電・被告国のウソを自然が証明した事件であることを、女川原発が明らかにしてくれた。

以下は、上記の  で囲った箇所を拡大して、被告方に示すものである。←

2011年3月11日、設計どおり、「止める」「冷やす」「閉じ込める」が有効に機能し、安全停止しました。

止める - 設計どおり原子炉が自動停止 -

地震発生時、1・3号機は通常運転中、2号機は原子炉起動中でしたが、大きな揺れにともない、原子炉3基すべてが設計どおり自動停止しました。

冷やす - 冷却機能を確保 -

最大約13mの津波で一部の設備に被害はありましたが、発電所の敷地高さを越えることはありませんでした。また、燃料の冷却に必要な外部電源(送電線)1回線が確保されていたほか、建屋内の非常用ディーゼル発電機も使用可能な状態でした。

閉じ込める - 放射性物質を閉じ込める -

発電所敷地内に設置してある放射線モニターの値に異常は見られませんでした。

※ 止める - 設計どおり原子炉が自動停止

※ 冷やす - 冷却機能を確保

※ 閉じ込める - 放射性物質を閉じ込める

上記の3つの機能が正確に作動して、原子炉は無事冷温停止した。

これは、正直者の勝利であり、一方、被告東電は、ウソ・偽りの敗者である。この敗者の犠牲に、原告ら発電所周辺の住民がされることはない。

まとめ

東北地方太平洋沖地震による災害の起源は、中央防災会議の形骸化による、任務懈怠で被害が甚大化した。随伴事象で東京電力株式会社福島第一原子力発電所に長期評価で示されていた大津波が襲い、なす術もなく壊れた。

当準備書面は、被告国の第26準備書面に反論するもので、（その1）と（そ

の 2) の 2 部に分けて、本準備書面は（その 1）として、事故に至る経緯を中心
に述べたものである。

原告は事故発生当時、双葉町長をしており、災害発生時には双葉町災害対策
本部長として、町民の生命、身体及び財産を保護することが、災害対策基本法
並びに双葉町地域防災計画及び同原子力災害対策計画に定められていた。この
取り決めに原子力災害対策特別措置法が加わり、同法に基づき「原子力災害緊
急事態宣言」が発出されて、現在に至っている。

被告第 26 準備書面は、原告側の専門家の「善意の国民」の提言に批判・反論
を述べているが、被告国は事故前の足跡をたどり、被告国に批判できるだけの
実績があるのかを質さなければならないので、様々な角度から代表する資料を
提示して、被告の批判に正当性はありませんよという説明を、原告自身が統括
して第 3 7 準備書面（その 1）に提示したものである。